

生活者

生活と政治をつなぐ情報紙

通信

No.321
2018.6.1

東京・生活者ネットワーク

発行 東京・生活者ネットワーク
〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル4・5階
TEL.03-3200-9189 FAX.03-3200-9274
Eメール tokyo@seikatsusha.net
URL http://www.seikatsusha.me
発行責任者 西崎光子
定価 年間1000円・1部100円 郵便振替口座 00130-3-18417
毎月1回1日発行 1994年5月23日第三種郵便物認可

生活者ネットワーク3つのルール

1

議員は交代制（ローテーション）

生活者ネットワークの議員は、最長でも3期12年で交代します。議員を職業化・特権化せず、世代交代を進めることで参加の層を広げます。任期を終えた議員は、市民政治を広げるための活動や地域活動などに、その経験を活かします。

2

議員報酬は市民の政治活動資金に

生活者ネットワークの活動はカンパで支えられています。議員報酬は、市民の政治活動資金に活かせます。お金の流れは公開し、政治資金の透明化をはかっています。

3

選挙はカンパとボランティアで

選挙は、政治に参加する入り口です。みんなでお金（カンパ）と知恵や労力（ボランティア）を出し合い、選挙を行います。

都議会ネット

■都議会第2回定例会、6月12日～27日。
代表質問19日、一般質問20日。

■「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」（仮称）パブリックコメント実施。

地域ネット

立川ネット

6月10日告示・17日投票の立川市議選に、新人の富永文子、元市議の坂下かすみを擁立予定
042-535-9110

豊島ネット

村上のリ子とおしゃべりタイム（区政報告会）
6月16日（土）10:30～ 豊島・生活者ネット事務所（要町駅）03-5917-4272

世田谷ネット

認知症サポーター養成講座
6月23日（土）10:00～ 祖師谷区民集会所（祖師ヶ谷大蔵駅）03-3420-0737

西東京ネット

映画「第4の革命 エネルギー・デモクラシー」上映会
6月24日（日）①9:30～ ②11:10～ プラス・ド・パスレル（保谷駅から12分） 大人1000円、子ども・学生500円 042-453-4121

大田ネット

OTA未来カフェ・区内の歴史的建造物について
6月29日（金）10:00～ 清月庵（池上梅園内）（西馬込駅） 無料 03-6424-7561

練馬ネット

体によくない 化学物質のはなし
7月7日（土）10:00～ 練馬区役所地下多目的会議室（練馬駅）講師：内田義之（医師）申込み7/2まで 無料 主催：練馬地域協議会 03-3993-4899

練馬ネット

どうする？ 海・川のプラスチック汚染
7月10日（火）10:00～ 練馬区民・産業プラザ研修室1（練馬駅）講師：中井八千代（環境カウンセラー） 300円 03-3993-4899

生活者ネットワークは東京都内34の自治体にあり、都議1人、市・区議47人の女性議員とともにそれぞれの地域課題に取りくむと同時に、市や区をこえた「東京問題」には全体で取り組んでいます。

東京を生活のまち、安心・共生・自治のまちにするために発言を続けます。



東京・生活者ネットワーク主催、緊急国政フォーラム（代表：大西由紀子）では、ゲストに憲法・国会法の第一人者・南部義典さん（国民投票広報機構代表）を迎え、法改正の必要性が顕在化する「国民投票法」について学び、意見交換した。4月6日

1 まず有権者年齢だ。この6月に国民投票も18歳に移行する。民法・少年法との連関は問わない自動的改訂だが、仮に18～19歳の人が違反をしたらどうなるか、対応が問われている。
2 選挙では期日前投票や共通投票所が実現しているが、国民投票法はNO！法改正は必至だ。
3 選挙は法定受託事務として経費が設定されるが、国民投票執行経費の法定化は未整備。根拠法は必須。
4 国民投票運動は原則規制なし。運動に私財を投入したり費用を集めることも可。個人間であれば買収も罪にならない。が、国民投票運動は「自由」「公正」がキーでなければならぬ。選挙と同様に金額に上限規制を設け、収支報告を課すしくみをビルドインすべき。連動してCMの問題があるが、諸外国ではCMは全面禁止（英仏など）が当然で、日本の規制は真にゆるい。資金力の多い一方が大量にCMを流すだろう現状は、問題だ。
5 現行法では、賛成が1票でも多ければ改憲は成立、不正感はある。私は、より公正な「絶対得票率」を提起したい。
6 国会は発議して終わるのではなく「国民投票広報協議会」を立ち上げることになる。衆院10名、参院10名

7 さて、この協議会では賛否は特別多数決で行うが、そも賛成派2、反対派が1またはそれ以下の割合で構成されることになる。少数意見を尊重する最善の方法として、決定は全会一致をルールとすべきだ。
8 放送法4条削除問題が浮上しているが、実は国民投票法104条には、国民投票は放送法4条に留意して行う旨明記されている。政治的中立に配慮すべくある放送界が4条削除をもつて、賛否のいずれかに偏った番組を放送したら、CMどころか番組そのものの番組で政治的不平等が行われ、多角的な論点が封殺されることがあつてはならないし、そも104条で政治的平等を担保すべきである。
9 憲法改正国民投票法の制定から11年。日本においては先例がないばかりか国民投票法の規定・運用面に不十分な点が多々。現状のままで執行することは不可能であることがわかる。生活者ネットは、上記の点を衆参両憲法審査会において議論し、幅広い合意形成の下で必要な法整備、運用上の検討を進めるよう要請する意見書活動に着手する。

文責 編集部／加藤千鶴子

南部義典さんに聞く――

ここが問題！憲法改正国民投票法

2020年改正憲法施行への意欲を示す安倍首相のもと、にわかに現実味を帯びてきた憲法改正。「国民投票法」（07年）のもとに改正原案の審議の場となる「憲法審査会」もまた動き出している。改憲の是非は、最終的には国民投票で決めるが、投票に至るまでの流れや、どんなキャンペーンが繰り広げられるか、選挙とどう違うか等々知られないことだらけ。その手続きが本格化してしまう前に、国民投票法の全容を知り、法や運用ルールに不備・不公正があれば声をあげることが必要だ。

今回お聞きした南部義典さんは、『超早わかり 国民投票法入門』『広告が憲法を殺す日』などの著書で知られる国民投票法の第一人者。安倍改憲案を取り沙汰されるが、モリカケ同様、自民改憲案こそ「首相案件」の最たるもの、自民党内でさえも改憲案が有意に語られているとは思えない状況にある、と話を起した。

日となる国民投票運動を支えるルール構築は不十分であると指摘する。

現行法の欠陥Ⅱ法改正と運用で注視すべき課題――

1 まず有権者年齢だ。この6月に国民投票も18歳に移行する。民法・少年法との連関は問わない自動的改訂だが、仮に18～19歳の人が違反をしたらどうなるか、対応が問われている。
2 選挙では期日前投票や共通投票

3 選挙は法定受託事務として経費が設定されるが、国民投票執行経費の法定化は未整備。根拠法は必須。
4 国民投票運動は原則規制なし。運動に私財を投入したり費用を集めることも可。個人間であれば買収も罪にならない。が、国民投票運動は「自由」「公正」がキーでなければならぬ。選挙と同様に金額に上限規制を設け、収支報告を課すしくみをビルドインすべき。連動してCMの問題があるが、諸外国ではCMは全面禁止（英仏など）が当然で、日本の規制は真にゆるい。資金力の多い一方が大量にCMを流すだろう現状は、問題だ。
5 現行法では、賛成が1票でも多ければ改憲は成立、不正感はある。私は、より公正な「絶対得票率」を提起したい。
6 国会は発議して終わるのではなく「国民投票広報協議会」を立ち上げることになる。衆院10名、参院10名

7 さて、この協議会では賛否は特別多数決で行うが、そも賛成派2、反対派が1またはそれ以下の割合で構成されることになる。少数意見を尊重する最善の方法として、決定は全会一致をルールとすべきだ。
8 放送法4条削除問題が浮上しているが、実は国民投票法104条には、国民投票は放送法4条に留意して行う旨明記されている。政治的中立に配慮すべくある放送界が4条削除をもつて、賛否のいずれかに偏った番組を放送したら、CMどころか番組そのものの番組で政治的不平等が行われ、多角的な論点が封殺されることがあつてはならないし、そも104条で政治的平等を担保すべきである。
9 憲法改正国民投票法の制定から11年。日本においては先例がないばかりか国民投票法の規定・運用面に不十分な点が多々。現状のままで執行することは不可能であることがわかる。生活者ネットは、上記の点を衆参両憲法審査会において議論し、幅広い合意形成の下で必要な法整備、運用上の検討を進めるよう要請する意見書活動に着手する。

文責 編集部／加藤千鶴子

4.23 緊急院内集会：開催！

セクシャル・ハラスメントは人権侵害―被害者バッシングを許さない！

いまNOW

女性記者に対する財務省・福田淳一事務次官のセクシャル・ハラスメントに端を発する同省の一連の対応は人権侵害行為そのものであり、男女平等社会の実現に逆行ばかりか、一人ひとりの個性や能力が発揮される社会像と相反するものです。金銭授受を伴う女性との関係で辞任した知事や高校生への強制わいせつで書類送検された芸能人など「性と暴力」にまつわる事件・ニュース報道が後を絶ちません。さらに、ハニートラップ、自己責任、売名などという被害者バッシングがSNS上ばかりか、麻生大臣はじめ政治家の口からも聞こえてくる事態に驚きを禁じえず、とうてい看過できるものではありません。

■セクハラを許さず、被害者を孤立させない社会の実現を！

去る4月23日には、【セクハラ被害者バッシングを許さない！4.23 緊急院内集会】が開催され、黒い服を身にまとった女性たちが、永田町の衆議院第一議員会館に集まり「#WithYou」のプラカードを掲げ、被害者への連帯を表明しました。この集会では、弁護士や研究者、記者たち、そして議員や市民らが集結して、被害者へのバッシングや孤立を防ぐにはどのような法整備が必要か、などが話し合われました。

多くの生活者ネットの議員も参加し、狛江・生活者ネットワークの山本あき子（狛江市議会議員）は、狛江での市長によるセクハラ行為の問題に触れ、「セクハラ行為に対する意



識の低さや認知のずれ、責任転嫁、公文書の扱いの軽さ、加害者に都合のよい調査、被害者が名乗り出ることの難しさを知った上での否認など、財務省で起きていることと狛江で起きていることは本質的に同じです。勇気をもって相談した被害者に敬意を表すとともに、一日も早い真相解明と人権が守られる職場環境の整備を求め、今後も活動を続けます」と訴えました。

集会実行委員の一人である三浦まりさん（上智大学教授）は、「被害者バッシングは加害者が責任を取らないための、責任転嫁するための常套手段。次世代にこんな思いをさせてはならない」とコメントし、会を締めくくりました。

こうした女性たちの連帯に加わりながら、私たち生活者ネットワークは、「セクハラ＝人権侵害を絶対に許さない！」という確たる姿勢で行動していきます。

Information

安保体制の廃止と立憲主義の回復を求める西東京市民連合0623キックオフ集会

6月23日(土) 14:00～17:00 柳沢公民館視聴覚室(西武柳沢駅) 第1部キックオフ集会 第2部15:15～歌でつなぐ憲法の話:志田陽子(武蔵野美術大学教授・憲法)、ピアノ:沼館千佳子 500円 042-458-0251(星出)

米軍機はなぜ落ち続ける～沖縄問題を「本土」から考える～

7月7日(土) 13:30～17:00 開場13:00 明治学院大学白金キャンパス地下1階3号館 3102教室(白金駅、白金高輪駅、高輪台駅) 講演:福元大輔 報告:牛島貞満、高山道宏 800円 学生無料 沖縄のつどい2018実行委員会 080-1080-7821(日高)



生活者ネットからは、都議山内れい子、稲城市議村上洋子、江東区議ずし和美、江戸川区議伊藤ひとみ・本西みつえ、武蔵野市議西園寺みきこ、福生市議三原智子、中野区議細野かよこ、板橋区議五十嵐やす子、練馬区議やない克子、品川区議吉田ゆみこらが参加した

東京レインボープライドパレード 2018 LGBTが差別や偏見なく暮らせる社会へ

東京・生活者ネットワーク都議会議員

山内れい子 [国立市・国分寺市]



東京都LGBT条例化に向けて着実・迅速に進めよう

潮る2016年1月の、生活者ネットワークが都議会各会派に呼びかけて開催した「市民と行政の協議会」では、LGBT当事者・支援者団体と都の関係部署とをつないだ。ここでは、学校教育現場での無理解、トイレの問題、病院での対応、都営住宅の入居に係る不台

理的少数者(LGBT)が差別や偏見なく暮らせる社会をめざすイベント「東京レインボープライド2018」のハイライト「プライドパレード」が5月6日、渋谷区で開催された。LGBT、支援者や企業、在日各国大使館など、過去最大の37チーム、約7000人が参加。虹色の旗をなびかせながら、渋谷公園通りや表参道を練り歩き、「生と性の多様性」をアピール。

今回は、LGBT自治体議員連盟(正式名称:性的指向と性自認に関する施策を促進するための地方自治体議員連盟)の一員として、生活者ネットワークからも多くの議員・メンバーが併せて開催された研修と、続くパレードに参加。道行く人たちも笑顔で「ハッピープライド!」とハイタッチ、沿道にある店舗や企業も、シンボルカラーの虹色で飾る、明るく楽しく温かいパレードだ。

性的少数者(LGBT)が差別や偏見なく暮らせる社会をめざすイベント「東京レインボープライド2018」のハイライト「プライドパレード」が5月6日、渋谷区で開催された。LGBT、支援者や企業、在日各国大使館など、過去最大の37チーム、約7000人が参加。虹色の旗をなびかせながら、渋谷公園通りや表参道を練り歩き、「生と性の多様性」をアピール。

理など様々な課題が提起。担当部署がなく相談しようにも、たらい回しにされている実態が明らかとなった。

ようやく今年4月、都庁内の関連部局における性的指向および性自認に関する課題を総合調整する部署として、総務局人権部にLGBTを担当する事業推進担当課が創設された。これを機に、有識者や当事者団体等と意見交換しながら、東京都LGBT条例化に向けて一歩ずつ、かつ迅速に進めたいと思う。

多様な性の平等参画推進条例・国立市で施行!

こうした中、また一つ、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」が、昨年12月の市議会で可決、この4月1日の施行に漕ぎつけた。性別にかかわらず一人ひとりが自分らしく、地域でいきいきと暮らす社会を築くため、市と市民、教育関係者や事業者等すべての人々が一体となって誰をも排除しない参画社会をめざす。

国立市に居住する者として、私山内れい子は今回の市条例施行を大いに歓迎するとともに、広域行政に寄与すべくあり、かつ平和・人権・ダイバーシティ推進を政策経営の根幹に置くべくある東京都こそが、子どもを基点に世代や性を超えて、多様な人々が平等に参画できる社会政策を整備し行動するときであると切実に考えている。

●2000年度決算特別委員会(総務局に人権部が設置されたことを受け、人権問題を質す。この時性的マイノリティ等の人権問題や犯罪被害者等:様々な人権問題が存在していると認識と初めて性的マイノリティが議事録に引き出された。

●14年11月文教委員会、文科省が前年に行った学校における性同一性障害にかかわる対応等調査について質問。教育における理解と対応を求めたその際に初めて「LGBT」が議事録に記載。

●17年4月オリンピック・パラリンピック等推進対策特別委員会、LGBTの人も使いやすいような競技施設等のトイレについて質問。誰にもやさしいトイレを東京から実現していくことが重要。

●17年9月総務委員会、大学における対応を質問。これは、学生の通称名(本名以外)を使用を認める旨の答弁はなかったが、10月1日に首都大学東京における学生の通称名使用の取り扱いに関する要綱が施行。性的指向を理由とした差別の禁止、解消のために、LGBT学生への対応ガイドラインの作成・相談体制等が促進。

百害あって一理(リニア)なし! 止めよう!

リニア中央新幹線計画

生態系を歪め、自然を破壊し、水脈を分断するリニア新幹線

JR東海の不十分な環境影響評価のままだら2014年10月、国土交通大臣が工事実施計画(その1:土木工事)を認可した「リニア中央新幹線」計画。これをもとに不条理極まる工事が、沿線の1都6県で少しずつ行われている。

長野県大鹿村では、発破による土砂崩れが発生。地元住民の唯一の生活道路を奪った。岐阜県瑞浪市では、トンネル斜坑掘削地から基準の3倍を超えるヒ素が検出。山梨県笛吹市では、リニア実験線の敷設で、すでに沢の水枯れが起きている。

沿線住民が原告となり「ストップ・リニア!訴訟」進行中

(その1)については、リニア沿線を中心に5千人余が認可取り消しを求め行政不服審査法に基づいて異議申し立てを行った。しかし、国交省は審査を行わず、JR東海が着工の動きを見



起点駅とされる品川区で始まった、低周波公害が危惧される変電所施設、非常口立て坑等工事。2017年12月25日撮影

せたため、やむなく5千人余の中から738人が原告となって、2016年5月東京地裁に「工事実施計画の認可取り消しを求め行政訴訟」(ストップ・リニア!訴訟)を起し現在係争中で今年3月23日には、品川・名古屋間の原告の最後の意見陳述が行われた。残る3回の口頭弁論では、被告の国が、私たち原告の主張に対する反論を行う。

大手ゼネコン談合事件の報道以前は、リニア中央新幹線の認知度は高くはなかったが、案の定計画は不正行為の温床であったことから衆目を集めるようになった。東京都は大成建設と鹿島の幹部逮捕を受けて2つのゼネコンを2カ月、最長1年半の受注指名停止処分を行った。他方JR東海は、大手ゼネコンが受注した工事はそのまま引き続き4社に任せるとして、工事を強引に進める姿勢を崩さないでいる。

そもそも、リニア中央新幹線は鉄道敷設事業でありながら、実は全長約286km(品川・名古屋間)に及ぶ巨大土木構築物である。すなわち、86%は地下トンネルであり(以外は高架、直下型地震の原因となる活断層を数多く横切ることになる。さらに、複雑な電気系統のために、電気設備の工事は通常の幹線の1km当たり6~7億円に対して、リニア新幹線は1km当たり62億円にもなる代物だ。

都内ルートもまた、地上に住む住民への保障など一切必要ない地下40mを掘り進むトンネル工事。「大深度地下トンネルについてまだ関心が薄い、一旦掘ってしまったら取り返しがつかない」と原告弁護団は厳に警告する。



2016年9月23日、第1回公判に全国から原告や訴訟に関心を持つ住民が傍聴に詰めかけた。東京地裁前では抗議集会所が毎回の公判時に開催されている。2018年1月19日、第8回口頭弁論では、井上八重子が品川区大田区の現状について意見陳述した

都政NOW 区市とつなぐ

●リニア・市民ネット <http://www.gsn.jp/linear/linear.html>

編集後記/「政治分野における男女共同参画推進法」が5月16日成立した。同法に至る、当初案は、2015年に超党派議連によってまとめられたが、伝統的家族観を重視する保守系議員らが「女性の社会進出が少子化を生んでいる面もある」などの異論を唱えたため一時立ち往生。男女「同数」条文は、「均等」表現にトーンダウンした経緯がある。が、まずは「男女均等擁立」の具体化を問うべき根拠法が整備されたことを、法制を求めてきた多くの市民・研究者・議員らとともに、生活者ネットは大いに喜びたいし、地盤・看板・かばんに加え、性別役割分業が色濃く社会背景の下、ローカルから女性の政治参画の必然・正当性を問い、促進するべく40年をかけて編み出してきたネット独自のしくみ、地平をさらに広げる好機としたい。(加藤)